

大和市告示第156号

大和市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等の申請手続等に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年7月31日

大和市長 大 木 哲

大和市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等の申請手続等に関する要綱の一部を改正する要綱

大和市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等の申請手続等に関する要綱（平成18年大和市告示第122号）の一部を次のように改正する。

第1条中「大和市規則第45号」を「平成18年大和市規則第45号」に改める。

第3条第2項中「協議が成立した旨を」を削る。

第4条第1項中「及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」を「、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護及び看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

第6条中「指定地域密着型サービス事業所の場合は指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）を、指定地域密着型介護予防サービス事業所の場合は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）」を「大和市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備、運営等に関する基準を定める条例（平成24年大和市条例第26号）に定める基準」に改める。

第8条の見出しを「（委任）」に改める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。